

現実施方針と新実施方針の比較について

- 平成 30 年 9 月に国が新たに策定した「新・放課後子ども総合プラン」(以下「新プラン」という。)においては、新プランに基づく市町村の取組みについて、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」又は子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」(以下「市町村行動計画等」という。)に盛り込むこととされた。
- 本市では、この市町村行動計画等の位置づけをもつ計画として、「仙台市すこやか子育てプラン 2020」(以下「次期すこやか子育てプラン」という。)を策定することとしており、その中に、児童クラブと子ども教室の整備や連携に関することをはじめ、新プランに基づく本市の取組みを掲載予定である。
- 新たな仙台市放課後子ども総合プラン実施方針は、次期すこやか子育てプランに掲載予定の取組みの実効性を高めるため、具体的な方策等を示すものである。

記

1 国の「旧プラン」と「新プラン」との違い

旧プラン (H26.7)	新プラン (H30.9)
<p>○学校施設を活用した放課後児童クラブ等の実施促進 (H31 年度末まで児童クラブを約 30 万人新たに整備) (新規開設分の約 80%を小学校内で実施)</p> <p>○一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施 (1 万か所以上の小学校区で実施)</p> <p>○放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施</p> <p>○学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携</p> <p>○民間サービス等を活用した多様なニーズへの対応</p>	<p>○学校施設を活用した放課後児童クラブ等の実施促進 (R3 年度末まで児童クラブを約 25 万人分整備) <u>(R1 から R5 年度まで 5 年間で約 30 万人分整備)</u> (新規開設分の約 80%を小学校内で実施)</p> <p>○一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施 (1 万か所以上の小学校区で実施)</p> <p>○放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施</p> <p>○学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携</p> <p><u>○来所・帰宅時における児童の安全確保</u></p> <p>○民間サービス等を活用した多様なニーズへの対応</p>

2 本市の新実施方針(案)と現実施方針(H28.3 策定)との違い

- 現実施方針は、国が具体的目標を掲げて新たに策定した「放課後子ども総合プラン(以下「旧プラン」という。)(H26.7)を受けて本市が策定した行動計画(「仙台市すこやか子育てプラン 2015」に包含)における整備目標等の実現に向けて、より実効性ある取組を進めるために、その方策等を自主的に定めたものである。
- 一方、新実施方針(案)は、旧プランや児童福祉・教育分野における施策の動向を踏まえ、放課後児童クラブ待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所確保等を内容とした、新プ

ランを受けて新たに策定するものである。

本市の現実施方針（H28.3）と新実施方針（案）の主な構成内容の比較

仙台市放課後子ども総合プラン実施方針	仙台市放課後子ども総合プラン実施方針（案）
①放課後児童クラブの31年度の目標事業量	①放課後児童クラブの <u>年度ごとの量の見込み及び目標整備量</u>
②一体型の31年度の目標事業量	②一体型の <u>令和5年度</u> の目標事業量
③放課後子ども教室の整備計画	③放課後子ども教室の <u>令和5年度</u> まで整備計画
④一体型等の実施に関する具体的な方策	④一体型等の実施に関する具体的な方策
⑤小学校余裕教室等の活用に関する具体的な方策	⑤小学校余裕教室等の活用に関する具体的な方策
⑥教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	⑥教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
⑦放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	⑦ <u>特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策【新規】</u> ⑧放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
⑧従事者等の確保および資質向上に係る取組	⑨ <u>両事業の役割をさらに向上させていくための方策【新規】</u> ⑩ <u>放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策【新規】</u>

3 新実施方針（案）の特色について

上記右欄は、基本的に国が求める記載項目。

- ・①～③の整備目標については、新すこやかプランと同様の内容を記載予定。
- ・④～⑩の具体的な方策等については、新すこやかプランに掲げる取組について、より具体的に記載している。
- ・⑨について、国のプランでは児童クラブのみとしているが、新実施方針では両事業について触れる。また、現実施方針で本市独自の項目として記載していた「⑧従事者等の確保および資質向上に係る取組」は、新実施方針では⑨に盛り込んでいる。

④～⑩の具体的な方策等の概要については、次のとおり。

④一体型等の実施に関する具体的な方策

地域の実情に応じて、両事業の運営主体や従事者が、連携への意識を持ちながら両事業の取組みの充実を図る取組み等について定める。

⑤小学校余裕教室等の活用に関する具体的な方策

放課後児童クラブの受け皿整備を進める上で、余裕教室等の学校施設を活用するための方策等について定める。

⑥教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型の実施や、学校施設の活用等にお

いて、市長部局と教育委員会の連携に向けた取組を定める。

⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

特別な配慮を必要とする児童の放課後対策事業に対する利用ニーズが、近年ますます高くなってきていることから、受入れ体制の確保や従事者の適切な対応が行えるよう、方策等について定める。

⑧放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

ニーズの多様化等への対応として、放課後児童クラブの開所時間の延長について、引き続き実施することを定める。

⑨両事業の役割をさらに向上させていくための方策

子どもの自主性、社会性等の向上を図るため、放課後児童クラブと放課後子ども教室の取組の充実に向けて、人材の確保と資質の向上を図るための取組を定める。

⑩放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

児童クラブが行う育成支援の内容について、利用者や地域住民、地域の関係団体の理解を深めるため、取組み内容等の周知を推進する取組を定める。

上記の内容を定めることにより、仙台市および仙台市教育委員会の双方の責任のもとで、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の取り組みを充実させていく。